○農林水産省告示第八百二十五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年五月二十日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年六月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25047	イソシクロセラム水和剤	サイモディスDC	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　小林久哉
25048	イソシクロセラム水和剤	アテクソフロアブル	〃

○農林水産省告示第八百二十六号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年六月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
18687	令和８年４月13日付けをもって登録失効したもの 農薬の種類　農薬の名称 デプフェノジド粉剤　ロムダン粉剤ＤＬ		東京都千代田区丸の内二丁目７番２号　日本曹達株式会社　取締役社長　阿賀英司
22827	令和８年４月14日付けをもって登録失効したもの 農薬の種類　農薬の名称 エマメクチン安息香酸塩・クロラントラニリプロール水和剤	ボリアムガンダム顆粒水和剤	製造者又は輸入者の氏名及び住所 東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　小林久哉
24069	令和８年４月20日付けをもって登録失効したもの 農薬の種類　農薬の名称 フロメトキン水和剤	明治ファインセーブフロアブル	製造者又は輸入者の氏名及び住所 東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社　代表取締役社長　垣元剛
22967	令和８年４月28日付けをもって登録失効したもの 農薬の種類　農薬の名称 トリフルラリン・ＩＰ　ＨＣＣシナジオ乳剤Ｃ乳剤		製造者又は輸入者の氏名及び住所 東京都港区東新橋一丁目９番２号　保土谷化学工業株式会社　取締役社長　松本祐人

○防衛省告示第百六十一号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月二十四日　防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　日高沖南方海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

航空機　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

実施機　その他

○防衛省告示第百六十二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月二十四日　防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　日高沖南方海面の次の(ア)から(ク)までの八点を順次結んだ線並びに(ア)及び(ク)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度無制限までの間

(ア)　北緯四一度三八分一四秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度四〇分四五秒　東経一四三度二六分二六秒

(ウ)　北緯四一度三三分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒

(エ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(オ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

(キ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(ク)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

航空機　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

実施機　その他

○防衛省告示第百六十三号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月二十四日　防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　三沢沖南方海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

航空機　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

実施機　その他

○防衛省告示第百六十四号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月二十四日　防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　佐渡沖南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒

(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒

(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒